

## 大規模盛土造成地マップに関するQ & A

### Q1 マップに示されている箇所は危険ということですか？

今回公表したマップは、造成前と造成後の地形図などを重ね合わせることにより、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を抽出したものです。

このマップに示す箇所が、すべて地震時に危険ということではありません。

### Q2 もっと詳細なマップは公表しないのですか？

マップを作成するために使用した造成前の地形図等は必ずしも精度が高くないため、誤差が含まれることを考慮してこの縮尺としています。

### Q3 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か特別な手続が必要ですか？

大規模盛土造成地内の土地ということでは何か手続が必要になることはありません。

また、土地の造成や建築物の建築の際に、特別な手続が必要になったり、特別な条件が付いたりすることはありません。

### Q4 大規模盛土造成地の中にある土地は、何か対策が必要ですか？

大規模盛土造成地であることをもって対策を求められるものではありませんが、盛土造成地であることを認識していただき、地盤や擁壁の変状が発生していないか、排水施設のつまりや土砂流出がないか日頃から宅地の状況を把握しておくことが大切です。

### Q5 大規模盛土造成地マップで、自分の敷地が該当しているか分かりますか？

大規模盛土造成地マップは、造成前後の地形図等を重ね合わせて大規模盛土造成地を抽出しており、古い地形図精度や重ね合わせに伴う誤差を含んでおり、個々の敷地まで詳細に特定する精度はありません。

### Q6 大規模盛土造成地の有無について、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか？

宅地が大規模盛土造成地に含まれていても、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載する必要はありません。なお、宅地建物取引業法では、重要事項に宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域の有無」を記載することとされていますが、いちき串木野市内に現在のところ宅地造成等規制法に基づく「造成宅地防災区域」に指定した区域はありません。